

図表1 テロ資金対策に関する国際会議声明骨子

- ①情報収集・共有のための国内の法的・運用枠組みの設立
- ②匿名の金融取引との闘い
- ③NPO及び慈善資金の追跡性及び透明性の強化
- ④悪用懸念のある新たな金融手段のリスクの予測
- ⑤テロ資金供与との闘いにおける、特にテクノロジー業界の民間部門と連携
- ⑥国際及び国内の資産凍結・差押え及び没収メカニズムの有用性の再確認
- ⑦国際協調の効率性の強化
- ⑧当局支援、FATF及びFATF型地域帯の権限、認知度及びリソース強化
- ⑨脆弱性のある国・地域への関与の強化
- ⑩テロ資金対策に対する共通の可動性を維持

融機関が大宗を占めるようになっていきます。事務集中部門などで、全店舗の現金出納（大口出納）を手伝った経験のある行職員の方などはよくご存じだと思いますが、本邦金融機関が提供する現金で最も多いのは、万券（1万円札）です。事業者の商取引などに高額の現金が利用されているため、個人の代金支払時に1万円札を渡して拒否される機会も、お釣りがない場合などに限られます。そうした流通事情の下で日本円の偽造も数多く図られており、それゆえに、金融機関がそれを受け入れてしまうリスクがあります。

加えて、金融機関の預貯金残高を一度引き出して現金化し小口に分けて別の金融機関に送金すると、途端に足がつきにくくなりま

す。それゆえに、犯罪組織やテロ集団などは現金化が容易な国や金融機関を抽出し、これらを経由することで資金を頻繁に動かす手口を駆使します。詳細は後述しますが、わが国でも、国を跨いだ大掛

かりな犯罪に金融機関が巻き込まれる事件が発生しています。小切手は手形以上に悪用されるリスクが高い

携帯・運搬に伴う盗難・紛失リスクの回避などを目的に利用される小切手も、マネロンに悪用されることもあります。券面に受取人名が記載され、支払期日が設定・記入される手形とは異なり、小切手にはそれらはありません。持参人の資金受取方法には、預金口座への入金だけでなく現金による受取も選択可能であり、商慣行上でも、現金の受取手段に活用されています。

これらにより、小切手は手形以上に悪用されるリスクが高いところ、持参人によって支払地（金融機関）に持ち込まれば、金融機関側は持参人に対する即座の支払いを拒絶できません。手形交換の仕組みを利用すれば、遠隔地からも取立が可能となるため、支払地の金融機関以外にも関係当事者に巻き込まれかねないでしょう。

事例別の着眼点&注意点

④高額の現金の入金または出金を依頼された

犯罪組織やテロ集団などは、不正で得た収益の出処を一定の費用や時間を投じてでもローンダリングし、自由に使える資金にしようとしています。米国の犯罪集団やテロ組織では、平均して犯罪収益の25%くらいまでのコスト負担を念頭に置いてローンダリングを行っているという統計もあります。

かねてより多用されているマネロンの手段に、宝石・金属・絵画・電子機器などの商品と現金の交換（すなわち売買）を重ねる手段が挙げられます。高額品が大宗を占めるこれらの商品には、現在もなお現金取引が好まれる一面が認められます。

それゆえに、ローンダリングのため、商品などの売却によって得た多額の現金を入金したり、商品

こんな取引ではどんなことに気をつけばいい…!?


# 営業店担当者に求められる 受付時～モニタリングの着眼点と 実務のポイント

取引の種類別に、営業店担当者が身につけべき着眼点や実務対応を解説します。

1

## 現金・小切手の取引

取引に  
潜む  
リスク



**F** A T F が現在注力しているマネー・ローンダリング（以下、マネロン）等対策のための諸活動は、2018年4月26日にパリで開催された「テロ資金対策に関する国際会議」での声明を1つの根拠にしています。この声明では、テロ団体・個人の不正な資金供与と闘うため、参加各国が10項目の具体的な取組みにコミットすることを宣言しており、その中の1つに匿名取引が挙げられて

います（図表1）。不特定多数の間を無記名で流通する現金は、最も匿名性の高い資金に他なりません。声明にも対策のための国際協調が挙げられていますが、現金をそのまま持ち運ばれば、各国の金融当局も追跡しきれません。

高い鑄造・印刷技術を背景としたわが国の現金に対する国民の信頼は総じて厚く、それに裏付けられた現金利用率の高さ・キャッシュレス決済比率の低さが東京オリピックに先立って盛んに報道もなされました（図表2）。

**先進国の一部では  
高額紙幣が廃止傾向に**

その一方で、「現金が犯罪などに悪用されやすい」という認識は、すでに多くの国々に浸透している模様です。例えば、米国内のスーパーマーケットやショッピングモールなどで100ドル紙幣を差し出すと、受取拒否をされることが珍しくありません。

また、2018年末に500ユ

ロ紙幣が廃止されるなど、高額紙幣廃止の動きもみられます。中国では、元より高額紙幣を発行しておらず、最高額の紙幣でも100元に過ぎません。

「米国ドルや中国元は流通量当りの偽造貨幣・紙幣の流通量が多いからで、日本円はそうではない」と反証されるかもしれません。その事実は確かに認められ、偽造貨幣・紙幣によって損害を被った販売店などに「一定の手数料を支払ってでも売上や利益を確定させた」というキャッシュレス対応の意向もあるでしょう。

しかし、マクロ的な視点で状況を俯瞰すれば、偽造貨幣・通貨の発行・利用はそのまま犯罪収益になり、その収益がそのままローンダリングされるといふ事実があります。それゆえに、現金の偽造が企図される動機が常時継続的に認められます。

かつて香港で金融機関口座の開設を行う際の主要な手段は、現金を直接持ち込むことでした。現在では現金の持込みには応じない金